

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 8年 4月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ岩塚店

名古屋市中村区畑江通 9丁目 1番 ほか15筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
1階平面 駐車場①	119台	67台
店舗北西 駐車場②	6台	—
隔地 駐車場③	9台	—
計	134台	67台

駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	1箇所	—
出口	1箇所	—
出入口	4箇所	3箇所
計	6箇所	3箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 8年11月27日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 8年 3月26日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中村区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 4月 8日から同年 8月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 8月10日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課